雫石町犯罪被害者等支援条例

（目的）

第１条　この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づき、町における犯罪被害者等の支援について基本理念を定め、町及び町民等、事業者の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が受けた被害の回復及び軽減を図り、誰もが安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　犯罪等　犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

（２）　犯罪被害者等　犯罪等により被害を受けた者及びその家族又は遺族をいう。

（３）　犯罪被害者等支援　犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、安全で安心して暮らすことができるよう支援するための取組をいう。

（４）　町民等　町内に居住する者、通勤する者又は通学する者又は町内で活動を行う者をいう。

（５）　事業者　町内で事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいう。

（６）　再被害　犯罪被害者等が、当該犯罪等の加害者から再び被害を受けることをいう。

（７）　二次被害　犯罪等による被害を受けた後に、当該被害に係る配慮に欠ける言動、インターネット上の誹謗中傷、報道機関による過剰な取材等により犯罪被害者等に生じる精神的な苦痛、心身の不調、私生活の平穏の侵害、経済的な損失等をいう。

（８）　関係機関等　国、岩手県その他の地方公共団体、警察及び犯罪被害者等支援を行う公共的団体、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援に関係するものをいう。

（基本理念）

第３条　犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有するとの認識の下に行われなければならない。

２　犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が受けた被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に行われるとともに、当該支援により二次被害及び再被害を生じさせることのないよう十分配慮して行われなければならない。

３　犯罪被害者等支援は、事情に応じて必要な支援を途切れることなく受けることができるよう行われなければならない。

４　犯罪被害者等支援は、町と関係機関等が相互に連携し、協力することにより行われなければならない。

（町の責務）

第４条　町は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、犯罪被害者等の支援に関する施策を総合的に実施するものとする。

（町民等の責務）

第５条　町民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性について理解を深め、町及び関係機関等が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（事業者の責務）

第６条　事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び支援の必要性について理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、町及び関係機関等が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

２　事業者は、犯罪被害者等である従業員がその被害に係る各種手続に関与することができるよう就労、勤務、休暇等について、配慮するよう努めるものとする。

（相談及び情報の提供等）

第７条　町は、犯罪被害者等が、日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるよう、相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整等の支援を行うものとする。

２　町は、前項の相談に応じ、必要な情報の提供及び支援を総合的に行うための窓口を置くものとする。

（経済的負担の軽減）

第８条　町は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等のうち規則で定める者に対し、支援を行うものとする。

（居住の安定）

第９条　町は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、必要な支援を行うよう行うものとする。

（町民等及び事業者の理解の増進）

第10条　町は、犯罪被害者等支援の必要性について町民等及び事業者の理解を深めるため、広報、啓発その他の必要な施策を行うものとする。

（支援の制限）

第11条　町は、犯罪被害者等の支援を行うことが社会通念上適切でないと認める場合は、犯罪被害者等の支援を行わないことができる。

（委任）

第12条　この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和８年４月１日から施行する。

（適用区分）

２　第８条又は第９条の規定は、この条例の施行の日以後に行われた犯罪等について適用する。